

地域密着型サービスの新規指定申請については、まず新規指定を考えておられる事業所所在地の各市町村介護保険担当課に事前相談をしていただき、当該サービスについて新規指定申請を行うことができるかどうかを確認してください。新規指定申請が可能と認められた場合に限り、以下の手順により事前協議を行ってください。

介護保険指定事業者については、人員基準とともに設備に関する様々な基準が定められており、通所介護（介護予防通所介護、地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）事業者として指定を受けるためにはそれらの基準に適合している必要があります。

新規に通所介護事業を始められる場合は、建物や設備の整備計画（案）がこれらの基準に適合しているかをあらかじめ確認させていただくため、事前協議を行っております。

必ず、事業を行おうとする建物の改修や新築工事等に着手される前に、下記書類を揃えたうえで、南河内広域事務室へお越しください。（要予約。詳細は次ページ参照）

1 事前協議に必要な書類

	提出書類	説明
①	地域密着型サービス事前相談書(事前相談様式1):市町村受付印が押された原本	各市町村介護保険担当課にあらかじめ相談し、指定申請が可能か確認してください。可能と認められると、市町村受付印が押されます。
②	事業計画書(協議様式1)	現段階での計画(予定)内容を記入してください。
③	施設整備チェックリスト(協議様式2)	施設整備計画の際の参考としてください。なお、必ず全ての項目について、あらかじめよく確認しておいてください。
④	都市計画法および建築基準法に関する事前確認書(協議様式3)	建築確認申請等の手続きが必要な場合は、スケジュール等を確認・明記してください。 手続き不要との案内を受けた場合は、何故不要なのかを具体的に明記してください(理由・根拠法令など)。
⑤	消防署との協議記録(協議様式4)	手続きの内容や検査完了までのスケジュールを確認・明記してください。
⑥	土地および建物の図面	建物の図面については、食堂・機能訓練室の正確な面積や、玄関・廊下・トイレ入口等の(開口)幅が確認できるもの(面積や幅については、内法による測定)。 土地の図面は、避難経路や送迎車の駐停車スペース等が確認できるもの。
⑦	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの。
⑧	現況の写真	A4用紙(1ページに2~8枚程度が納まるよう)に印刷又は貼り付けの上、提出してください。
⑨	賃貸借契約書(案)	申請者(法人)所有の場合は不要です。ただし、建物が法人所有であっても、土地の所有者が異なる場合は土地の賃貸借契約書等が必要となります。 なお、法人代表者が所有する物件の場合でも、法人代表者と法人との間で賃貸借契約を取り交わしていただく必要があります。 ※賃貸借契約書については、使用用途(目的)が通所介護事業を行える内容となっているか(「居宅」等は不可)、契約期間満了後に契約更新を行える旨の規定があるか等をあらかじめ確認しておいてください。

2 事前協議から指定までの流れ

- ① **事前協議の予約（電話）** （なるべくお越しいただく二週間程前までに）



② **事前協議**

事前協議の受付期間は設けていませんが、下記日程は除きます（受付できません）。

・月初、10日（土・日・祝日等の場合、**翌**開庁日）

・月末、15日（土・日・祝日等の場合、**前**開庁日）



③ **施設の建築・改修、人員の確保等**

事前協議終了後（受理後）でなければ建築・改修等に着手することはできません。
（事前協議の内容によっては、間取りや設計の変更が必要となる場合があるため。）



- ④ **指定申請（本申請）の予約（電話）** （なるべく事業開始月の前々月上旬頃までに）



⑤ **指定申請（本申請）**

■ 事業開始月の前々月16日～前々月末（補正期限は事業開始月の前月10日）

…詳細は事前協議受付時にご案内します。なお、平成28年4月1日から指定申請について手数料が導入されます（次ページ参照）。



- ⑥ **現地調査**（事業開始月の前月12日～19日頃にお伺いします。）



- ⑦ **指定時研修**（地域密着型通所介護を除く）



- ⑧ **事業開始（指定日）**

（参考）**地域密着型通所介護**については現地調査の後、地域密着型サービスの運営に関する委員会へ意見照会を行います。

【 ご予約・お問い合わせ先】

T e l : 0721-20-1199（南河内広域事務室 広域福祉課 介護保険担当）

【 開庁日時 】 土・日・祝日および12月29～1月3日を除く

平日 9：00～17：30

指定申請時の手数料について

平成28年4月1日から、南河内広域事務室を構成する6市町村（富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）の手数料条例の改定により、指定居宅サービス事業等の新規指定申請および指定の更新申請について、手数料が必要となりました。

必要となる手数料の金額については以下のとおりです。

■ 手数料の金額について

申請内容	必要となる手数料
「 通所介護 」のみの指定申請を行う場合	30,000円
「 介護予防通所介護 」のみの指定申請を行う場合	30,000円
「 通所介護 」と一体的に運営する「 介護予防通所介護 」を、同時に申請する場合	35,000円 (※)
「 地域密着型通所介護 」のみの指定申請を行う場合	30,000円
「 地域密着型通所介護 」と一体的に運営する「 介護予防通所介護 」を、同時に申請する場合	30,000円 + 30,000円 = 60,000円 (※)
「 療養通所介護 」のみの指定申請を行う場合	30,000円

(※) 手数料条例上、「居宅サービス」と一体的に運営する「介護予防サービス」を同時に申請する場合は 35,000 円となりますが、「地域密着型通所介護」に関しては、居宅サービスや介護予防サービスとは異なる「地域密着型サービス」に属する別事業であることから、「地域密着型通所介護」として 30,000 円、「介護予防通所介護」の申請として 30,000 円の手数料がそれぞれ必要となります。

■ 納付方法について

指定申請（本申請）受付時に納付書をお渡しいたしますので、納付方法等詳細につきましては、その際にご説明いたします。

3 事業の種別について

注)「地域密着型通所介護」に関する詳細につきましては、現在のところ正式に決定していません。
今後、国から発出される通知等によっては、以下（次ページ以降を含む）の内容を変更する場合があります。

A 通所介護 (居宅サービス事業)

・平成28年4月1日からは、**利用定員(※)19人以上の事業所に限られます。**

(事業の概要)

要介護1～5の認定を受けた利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

具体的には、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の支援および機能訓練を行います。

Dの「介護予防通所介護」と同一施設・設備を利用し、同一の従業者によって同時一体的に事業を実施することができます。

B 地域密着型通所介護 (地域密着型サービス事業)

・平成28年4月1日から創設される事業であり、**利用定員(※)18人以下の通所介護事業所は全てこの地域密着型通所介護となります。**

(事業の概要)

事業内容および提供されるサービスは上記「通所介護」と概ね同じ内容です。(要介護1～5の利用者に対する日常生活上の世話及び機能訓練など)

ただし、地域住民の代表者などで構成される「運営推進会議」を開催することなどが義務付けられるなど、より地域との連携が重視されることとなります。

また、**原則として事業所が所在する市町村の住民だけが利用できます。**(ただし、所定の手続きを行うことにより事業所所在地の市町村以外の住民が利用することも可能となる場合があります。詳しくは、[南河内広域事務室ホームページの地域密着型通所介護に関する案内ページ](#)をご覧ください。)

Dの「介護予防通所介護」と同一施設・設備を利用し、同一の従業者によって同時一体的に事業を実施することができます。

C 療養通所介護 (平成28年4月以降は地域密着型サービス事業へ移行)

・**利用定員(※)が9人以下に限定されており、法律上は平成28年4月1日以降、「地域密着型通所介護」に属する事業として位置づけられます。**

(事業の概要)

難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供にあたり、**常時看護師による観察が必要な利用者**を対象とし、療養通所介護計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

D 介護予防通所介護 (介護予防サービス事業)

・平成29年4月1日から、**市町村が行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)へ移行される予定です。**

(事業の概要)

要支援1・2の認定を受けた利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持・向上を目指すものです。

具体的には、入浴・食事の提供とその支援、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の支援および機能訓練を行います。

Aの「通所介護」またはBの「地域密着型通所介護」と同一施設・設備を利用し、同一の従業者によって同時一体的に事業を実施することができます。

(※)「利用定員」とは、同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。詳しくは次のページをご覧ください。

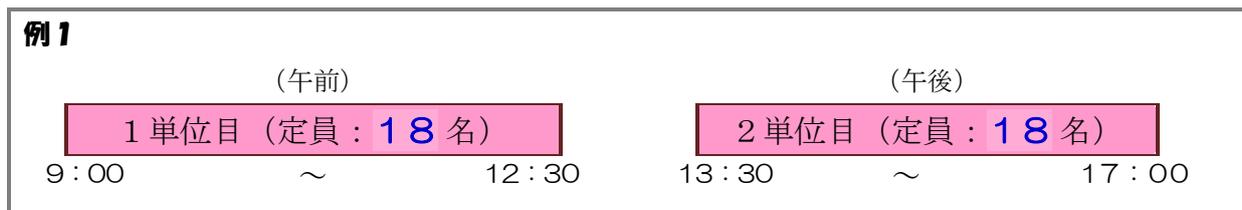
「利用定員」について

「地域密着型通所介護」と「通所介護」の位置付けの判断となるのは、当該事業所の「**利用定員**」です。

「利用定員」とは、サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、その事業所において「**同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限**」をいいます。

平成28年4月1日からは、事業所の「利用定員」が厚生労働省令で定める数（18人以下を予定）の事業所については、「地域密着型通所介護」となります。

【具体例】



- ・・・同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限は、どの時間帯を見ても**18人以下**であるため、「**地域密着型通所介護**」となります。



- ・・・10:00~11:30の時間帯に、同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限が、 $10 + 9 = 19$ 人となるため、「**通所介護**」となります。

注) 平成28年4月1日以降における定員の変更について

平成28年4月1日以降、利用定員を18人以下から19人以上に変更する場合は、「変更届」ではなく、「地域密着型通所介護」事業所の「廃止届」および「通所介護」事業所としての「指定申請」(新規指定申請)が必要となりますのでご注意ください。

(反対に、利用定員を19人以上から18人以下に変更する場合は、「通所介護」事業所の「廃止届」および「地域密着型通所介護」事業所としての「指定申請」が必要となります。)

4 指定を受けるための要件について

- ① 指定居宅（介護予防）サービス事業等を行うためには、まず法人であり、当該法人の定款の目的欄に当該事業を行う旨の規定があることが必要です。（定款への記載例については、最終ページをご覧ください。）

また、事業を行うにあたっては、介護保険法のほか、指定に関する基準条例を遵守いただく必要があります。

【通所介護、介護予防通所介護】

[○大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第115号）](#)

[○大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（大阪府条例第116号）](#)

- ★ 南河内広域事務室ホームページ「介護保険様式ライブラリー」内に、「自主点検表」を掲載していますので、事業開始後も基準の遵守状況を定期的に点検できるよう、併せて確認しておいてください。

【地域密着型通所介護】

地域密着型通所介護については、地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村職員または地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者などで構成される「**運営推進会議**」をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、会議で要望や助言を聴く機会を設けることが義務付けられています。

【療養通所介護】

療養通所介護については、上記「**運営推進会議**」をおおむね12ヶ月に1回以上開催すること以外に、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体（地域の医師会等）に属する者、地域の保健・医療又は福祉の分野を専門とする者、その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される「**安全・サービス提供管理委員会**」をおおむね6ヶ月に1回以上開催することが義務付けられています。

- ② 指定を受けるためには、法人の**役員**や**管理者**が、法に定める**欠格事由**に該当しないことが要件とされています。欠格事由とは、例えば以下のような事項に該当する場合があります。（下記は欠格事由の概略です。詳細については介護保険法第70条第2項等をご確認願います。）

- ・禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・介護保険法や労働に関する法律、その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・社会保険料や労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、引き続き滞納している者
- ・5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ・指定取消処分から5年を経過しない者（指定取消手続き中に自ら廃止届を行った者を含む）

5 人員及び設備に関する基準について (介護予防) 通所介護、地域密着型通所介護

(1) 人員に関する基準について

利用定員 (P 5 参照) が 10名を超える 場合		
職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	・専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員 ※A	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事*、介護支援専門員 * …次のページ参照	・通所介護の提供日ごとに、専ら当該通所介護の提供に当たる生活相談員の勤務時間を、通所介護サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上 ※C
看護職員	看護師、准看護師	・通所介護の単位ごとに、 <u>その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者1名以上</u> ※D
介護職員 ※A、※B	なし	単位ごとに、下記の勤務延時間数を確保 ○利用者数15人まで… サービス提供時間帯を通じて1名以上 ○利用者数が15人を超える場合… サービス提供時間中の確保すべき介護職員の勤務延時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × サービス提供時間数 ※E
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	・単位ごとに、専ら当該通所介護の提供に当たる者1名以上
<p>※A 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること</p> <p>※B 介護職員は、単位ごとに常時1名以上従事させること</p> <p>※C 生活相談員配置要件 (計算方法)</p> <p>当該通所介護事業所で、サービス提供を行っている時間帯に勤務する生活相談員の勤務時間数の合計 ÷ 当該事業所のサービス提供を行っている時間数 ≥ 1 →サービス提供時間帯を通じて常に1名以上生活相談員が配置されていれば当該要件を満たすこととなります。</p> <p>※D 看護職員の配置要件の緩和措置について</p> <p>病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、①営業日ごとに利用者全員の健康状態の確認を行い、②提供時間帯を通じて通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制 (密接かつ適切な連携) が確保されている場合については、看護職員の配置基準を満たすものとされます。(病院等と契約 (業務委託等) を結ぶ必要があります。)</p> <p>※E 利用者数が15人を超える場合の介護職員配置計算 (例)</p> <p>サービス提供時間が8時間、定員18人の場合 … (18 - 15) ÷ 5 + 1 = 1.6 →サービス提供時間中の介護職員の総勤務時間は1.6人分、つまり1.6 × 8時間 = 12.8時間以上確保する必要があります。</p>		

「専ら従事する」、「専ら提供する」、「常勤」等の言葉の定義 (意味) については、次のページを参照してください。

利用定員（P5参照）が 10名以下 の場合		
職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	・専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員 ※A	社会福祉士、精神保健福祉士、 介護福祉士、社会福祉主事*、介 護支援専門員	・通所介護の提供日ごとに、専ら当該通所 介護の提供に当たる生活相談員の勤務 時間を、通所介護サービスを提供してい る時間帯の時間数で除して得た数が1 以上 ※B
看護職員 ※A	看護師、准看護師	・単位ごとに、看護職員又は介護職員（専 ら当該通所介護の提供に当たる者に限 る。）がサービス提供時間帯を通じて1 名以上
介護職員 ※A	なし	
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士、看護師、准看護師、柔道整 復師、あん摩マッサージ指圧師	・通所介護の単位ごとに専ら当該通所介 護の提供に当たる者1名以上
<p>※A 生活相談員 又は 介護職員 又は 看護職員 のうち 1名以上は常勤であること</p> <p>※B 生活相談員配置要件（計算方法）</p> <p>当該通所介護事業所で、サービス提供を行っている時間帯に勤務する生活相談員の勤務時間数の合計 ÷ 当該事業所のサービス提供を行っている時間数 ≥ 1</p> <p>→サービス提供時間帯を通じて常に1名以上生活相談員が配置されていれば当該要件を満たすこととなります。</p>		

【注意事項】（前ページ共通）

- ①「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ②「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

* **社会福祉主事**の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は、厚生労働省社会援護局福祉基盤課の資格試験担当〔TEL03-5253-1111（代表）〕にご確認願います。

(2) 設備に関する基準（および行政指導事項）について

設備		内容
食堂	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要な広さを有すること ・合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可
静養室		
相談室		<ul style="list-style-type: none"> ・個室でない場合は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること ・利用者やその家族が同時に相談に入れるよう、複数の椅子が設置できる面積を確保すること
事務室		<ul style="list-style-type: none"> ・机や鍵付書庫などの設備備品を配置できる広さを確保すること
その他必要な設備	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること ・複数設置し（おおむね、定員10～15名に対し二ヶ所程度が望ましい）、介助者を伴っての出入りや車椅子での使用に支障のないものとするのが望ましい
	厨房	<p>（食事を提供する場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生に配慮した設備とすること。（保存食の保存設備を設置するのが望ましい。）
	浴室	<p>（入浴介助を行う場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助者が介護できる仕様（面積・開口幅）とすること ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること ・可能な限り段差のない構造とし、手すりを設置するなど利用者の安全確保を最優先とすること
<p>設備については専ら指定（介護予防）通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定（介護予防）通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。</p>		

その他施設整備にあたっては、（協議様式2）施設整備チェックリストを併せてご確認ください。

6 人員及び設備に関する基準について（療養通所介護）

(1) 人員に関する配置基準【利用定員9名以下に限る】

職種	資格要件	配置基準
管理者	看護師（訪問看護に従事した経験のある者）	・専らその職務に従事する常勤の者1名
看護職員	看護師、准看護師	・通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所介護の提供に当たる者が利用者の数1.5対1名以上
介護職員	なし	
<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員のうち1名以上は常勤の看護師であること ・看護師による利用者の常時観察が可能であること 		

(2) 設備に関する基準（および行政指導事項）

設備	内容	
専用の部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること ・利用定員分のベッド（または布団）を配置し、それぞれ着替えや汚物処理等の際のプライバシー保護のため、カーテン等を設置することが望ましい ・ベッド（または布団）ごとに緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること 	
その他必要な設備	相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていることが望ましい ・利用者や家族の方が同時に相談に入れるよう、複数の椅子が設置できる面積を確保することが望ましい
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・机や鍵付書庫などの設備備品を配置できる広さを確保すること
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・介助を要する者の使用に適した身体障害者用の構造・設備とすること（最低1箇所以上） ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること
	厨房	（食事を提供する場合） <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生に配慮した設備とすること。（保存食の保存設備を設置することが望ましい）
	浴室	（入浴介助を行う場合） <ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること
設備については専ら指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。		

その他施設整備にあたっては、（協議様式2）施設整備チェックリストを併せてご確認ください。

(3) 契約医療機関

- 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応の医療機関を定め、緊急時に円滑な協力が得られるよう契約を結ぶ必要があります。
- 緊急時対応の契約医療機関は、同一の敷地内、又は隣接若しくは近接している必要があります。

7 その他の留意事項

①近隣住民への十分な配慮

近年、「説明が不十分なまま着工等の開設準備にかかっている」との近隣住民の方からの苦情が多数寄せられており、中には反対運動や訴訟に至るケースもあります。

近隣住民への説明については法や基準条例に規定されておらず、指定の要件ではありませんが、ご近所の方々とトラブルになり事業を断念されるケースが増加しています。

開設場所の選定にあたっては、あらかじめ近隣住民の方々へ事業計画について懇切丁寧に説明し、ご理解を得た上で事前協議にお越しいただきますようお願いいたします。

②建築基準法・消防法その他の法令等の遵守

「市街化調整区域」では、新たに通所介護・介護予防通所介護事業を行うことは通常出来ません(地域密着型施設併設など、一部例外あり)。必ず、事前に都市計画・建築担当部局等への確認を済ませておいてください。

地域密着型通所介護(療養通所介護含む)の市街化調整区域における取り扱いについては、都市計画法上現在のところ正式に決定していません。市街化調整区域において開設を検討されている場合、平成28年4月以降の取り扱いについて、都市計画・建築担当部局等への確認を慎重に行ってください。

なお、地域によっては建築協定が結ばれ、通所介護等の事業が行えない場合もあります。併せて必ず事前にご確認いただきますようお願いいたします。

③設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については申請法人所有であれば特に問題ありませんが、所有権以外による場合は、通所介護事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得(例えば賃貸借契約の締結)を行ってください。

④その他施設整備にあたっての留意事項

その他施設の整備にあたっては、「協議様式2」のチェックリストを事前によく読んでいただき、危険な箇所の排除や個人情報保護、衛生管理等に努めていただきますようお願いいたします。

8 申請時の留意事項

○「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。指定申請(本申請)までに所轄消防署の設備検査(立ち入り検査等)を完了させておく必要がありますので、手続きの流れやスケジュール等についてよく確認しておいてください。

なお、指定申請(本申請)までに、消防法上の検査が完了していること(検査済証の発行や検査済印の押印等)が確認できない場合は指定を受けることができませんのでご注意ください。

○「建築基準法による検査済証」について

事業所を新築する場合には、本申請時に建築基準法による検査済証の添付が必要です。

改修の場合は、事前協議までに必ず、用途変更などの建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、所管の建築確認担当部局(建築主事)へ確認しておいてください。なお、手続きが必要な場合は、指定申請期限(本申請)までに検査等の手続きが完了している必要がありますのでご注意ください。(上記消防法上の検査同様、手続き及び検査が完了していない場合は指定を受けることができませんので、スケジュール等について事前によく確認しておいてください)。

その他事業開始にあたっての検討項目

検討項目	検討すべき内容
人材確保	<p>○要資格者の確保</p> <p>※ 近年、事業開始直前になって従業者が突然退職するといったケースが増加しています。また、従業者の急な休みや欠員が出た場合などに備え、余裕のある人員配置（非常勤職員の確保等）をお願いします。</p>
事業運営主体	<p>○法人格の確保（取得）</p> <p>○法人事業への当該事業の位置づけ （要件）定款等の事業目的に当該事業が記載されており、その旨登記されていること。</p> <p>定款の事業目的への記載例（営利法人、特定非営利活動法人の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業… 「<u>介護保険法に基づく通所介護事業</u>」 ・ 介護予防通所介護事業… 「<u>介護保険法に基づく介護予防通所介護事業</u>」 ・ 地域密着型通所介護（療養通所介護含む）… 「<u>介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業</u>」 <p>☆ 通所介護以外の事業を行う場合は、次のように包括的に規定することも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護を含む居宅サービス… 「<u>介護保険法に基づく居宅サービス事業</u>」 ・ 介護予防通所介護を含む介護予防サービス… 「<u>介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u>」 ・ 地域密着型通所介護を含む地域密着型サービス… 「<u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u>」 <p>なお、<u>将来的に介護予防通所介護が総合事業へ移行することから</u>、 「<u>介護保険法に基づく第一号通所事業</u>」または 「<u>介護保険法に基づく第一号事業</u>」 等をあらかじめ併せて規定しておくことも可能です。</p> <p>★ <u>医療法人、社会福祉法人などの監督官庁等がある法人の場合は、定款への記載方法や許認可、変更手続き等についてあらかじめ法人の所轄庁へご相談・ご確認願います。</u></p>
療養型通所介護の場合は、 契約医療機関の確保	<p>○契約医療機関の確保</p> <p>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応の医療機関を定め、緊急時に円滑な協力が得られるよう契約を結ぶ必要があります。緊急時対応の契約医療機関は、同一の敷地内、又は隣接若しくは近接している必要があります。</p>